

## 確定申告

### 申告が必要な方

●給与収入で所得税が差し引かれているが年末調整が済んでいない方（アルバイト、パート、年度途中退職者など） ●年末調整は済んでいるが、扶養控除や社会保険料控除を変更する方、医療費控除※注1を受ける方（入院・通院で医療費がかさんだ方など） ●定められた団体に2,000円を超える寄附をして寄附金控除を受ける方（5か所を超える都道府県・市区町村に寄附〔ふるさと納税〕をした方、および5か所以内の場合でも、ふるさと納税ワンストップ特例制度〔寄附先への申請により確定申告をすることなく控除を受けられる制度〕を利用しない方は確定申告が必要です） ●公的年金収入が合計400万円を超える方。または、公的年金収入は合計400万円以下でも、公的年金以外に20万円を超える所得がある方 ●給与所得者で、給与以外に20万円を超える所得がある方 ●平成29年中の給与収入が2,000万円を超える方 ●2か所以上から給与を受けた方

**⚠ 次に該当する方は、札幌東税務署で申告してください（市民会館では申告不可）**

●住宅借入金等特別控除を受ける方 ●給与収入のある方で特定支出控除を受ける方 ●個人で農業や商店、飲食店、生命保険外交員などの事業を行っている方 ●土地や建物などの不動産の貸し付けで収入のある方 ●配当収入（株式や投資信託など）の申告を行う方 ●土地や建物、株などを売って収入を得た方 ●災害や盗難などで一定の額以上の被害にあった方 ●更正請求や修正申告を行う方 ●退職金の申告を行う方 ※この他にも確定申告の必要な場合があります

**⚠ 年金400万円以下でも申告が必要な方がいます**

公的年金収入が合計400万円以下で、それ以外の所得が20万円以下の方は、確定申告の必要はありませんが、次に該当する方は確定申告を行う必要があります。

●所得税の還付を受ける方 ⇒ 札幌東税務署や市民会館で申告  
●株式などの譲渡損失を翌年以降に繰り越す方 ⇒ 札幌東税務署で申告（市民会館では申告できません）

※確定申告の必要がなくても、住民税申告を行うことで住民税が減額になる場合があります

## 住民税申告

### 申告が必要な方

**確定申告が不要でも、次の方は住民税申告が必要です。※札幌東税務署では、住民税申告は受け付け不可。**  
●公的年金などの源泉徴収票に記載された控除内容（扶養・障害者・社会保険料・生命保険料・医療費※注1など）の変更や追加を行う方（控除の追加により住民税が減額になる場合があります） ●公的年金収入が合計400万円以下で20万円以下の公的年金以外の所得がある方 ●給与所得者で給与以外に20万円以下の所得がある方 ●所得税はかからないが事業所得や不動産所得がある方



### ※1: 医療費控除

平成29年中に医療費などを10万円（所得が200万円未満の場合は所得の5%）を超えて支払った場合、超えた分を医療費控除で申告できます。対象となる医療費の詳細は、税務署までお問い合わせください。なお、医療費控除の明細書は、必ず事前に計算し、来場前に作成しておいてください。作成していない場合、会場で作成してもらいますので、受け付けまで時間がかかることがあります。すでに他の控除の合計額が所得金額を上回っている方は、還付される所得税額は変わりませんが、住民税額が減額になる場合があります。



**医療費控除で  
医療費は還付されません**

医療費控除は医療費が還付される制度ではなく、所得から控除して計算することで、所得税の還付や減額、住民税の減額をする制度です。

### 医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）が始まりました ※医療費控除との併用はできません

健康診断、予防接種、人間ドッグ、がん検診などを受けている方が、対象となる市販医薬品※を年間1万2,000円を超えて購入した場合、超えた金額について所得控除が受けられるようになりました。対象は平成29年1月1日から平成33年12月31日までに購入した医薬品です。所得控除は最高8万8,000円まで。通常の医療費控除との併用はできません。

※対象となるのは医療用から転用された医薬品で、多くにセルフメディケーション税制対象のマークが入っています。対象医薬品の一覧は厚生労働省ホームページをご確認ください。



始まります

# 税の申告受付

税の申告は、自分が納める税金の増減に関わる大事な手続きです。申告が必要な方は忘れずに手続きしましょう（会場と日程は7ページを参照してください）。

【詳細】市民税課市民税係 ☎ 381-1012

### 確定申告と住民税申告の受付会場と日程

会場	日程	受付(開場 8:45)	受け付ける申告
江別市民会館 21 号室	2月7日(水)～3月15日(木) <sup>※1</sup> 土曜日・日曜日・祝日は休み	9:00～11:30 13:00～16:00 3月15日(木)は15:00まで	●住民税申告 ●確定申告の一部 <sup>※2</sup>
大麻集会所 (市役所大麻出張所 2階)	2月2日(金)・2月5日(月) 来場者が多い場合は、途中で受け付けを終了することがあります。	9:30～11:30 13:00～16:00	●住民税申告 ※確定申告は受け付け不可

※1 3月16日(金)以降の確定申告は、市役所では受け付けできませんので、札幌東税務署へご相談ください

※2 給与収入、年金収入などの雑収入がある方の還付申告を受け付けます

### 札幌東税務署からのお知らせ

会場	日程	受付時間	受け付ける申告
札幌東税務署 (札幌市厚別区厚別東4条 4丁目 ☎ 897-6111)	2月16日(金)～3月15日(木) 土曜日・日曜日・祝日などの閉庁日を除く (2月18日(日)、2月25日(日)は受け付けます)	9:00～16:00 ※混雑時は、受け付けを早めに締め切ることがあります	●確定申告 ※住民税申告は受け付け不可

※2月15日(木)以前は開設していません。また、申告に関する質問や必要書類の確認は電話でも受け付けます

#### 「税理士による無料申告相談」を実施します

**対象** 年金収入のある方または給与収入のある方（不動産譲渡があった方は除く）

**会場** 北海道経済センター 8階Aホール（札幌市中央区北1条西2）

**日時** 1月26日(金)～2月15日(木) 土・日・祝日除く 9:00～16:00

※申告書作成には時間がかかりますので、早めのご来場を。混雑時は、受け付けを早めに締め切ることがあります。駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。

#### 納税には便利な振替納税のご利用を

振替納税では所得税、復興特別所得税は4月20日(金)、消費税、地方消費税は4月25日(水)が口座振替日です。

#### 申告書は国税庁「確定申告書等作成コーナー」で!

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で申告書などを作成し、印刷して郵送などで提出することができます。給与所得や年金所得のみの方専用で、初めての方向けのページもありますので、ぜひご利用ください。

#### 申告書にはマイナンバーの記載が必要です

マイナンバーを記載した申告書を提出するときは、申告者本人の確認書類提示または写しの添付が必要です（控除対象配偶者、扶養親族などの本人確認書類は提出不要です）。

### 申告に必要なもの

#### ▶ 共通

①印鑑 ②マイナンバーに関する書類（マイナンバーカード ※マイナンバーカードを取得していない場合は、通知カード+運転免許証、公的医療保険の被保険者証など） ③前年中（平成29年1月～12月）の収入金額、経費などを証明できる書類（源泉徴収票、領収書など、コピー不可）

#### ④控除に関する書類

- ・前年中に支払った生命保険料、地震保険料などの各種証明書
- ・前年中に支払った国保税やその他の健康保険料、国民年金保険料、介護保険料などの各控除証明書、口座振替済通知書や領収書（国保税・介護保険料の口座振替済通知書は1月中旬頃発送の予定）
- ・障害者手帳、障害者控除対象者認定書など

⑤申告者名義の預貯金の口座番号（還付申告者のみ）

#### ▶医療費控除を受ける方 上記①～⑤のほか、次のとおり。

●医療費控除の明細書（任意の様式でも可）

事前に医療を受けた人、病院・薬局ごとに医療費を合計して記入してください。生命保険から受けた保険金や高額療養費で補てんされた分は差し引いてください（全体額からではなく、入院などの該当する部分から差し引いてください）。

※平成29年分の申告から領収書の添付が不要となりました。

※医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。

※医療保険者から交付を受けた医療費通知（医療費のお知らせなど）を添付すると、明細の記入を省略できます。なお、平成29年分の申告では使用できない様式（江別市が発行する国民健康保険「医療費のお知らせ」など）もありますので、ご注意ください。

※平成29年分から平成31年分までの申告については、医療費の領収書の添付または提示により申告することもできます。

- 6か月以上寝たきりでおむつを使用している場合
- ・1日目/領収書および医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要。
- ・2日目以降/領収書および市の介護保険課が発行する「主治医意見書の内容確認書」で可（該当しない場合がありますので、詳しくは介護保険課 [ ☎ 381-1067 ] にご確認ください）。

#### ●医療機関への交通費

公共交通機関分（バス、JR、地下鉄など）は医療費の明細書に往復の単価と通院回数、金額を記入してください（領収書不要）。タクシーは、やむを得ない場合のみ該当しますが、領収書が必要です。

#### ▶医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)を受ける方

- ・セルフメディケーション税制の明細書
- ・適用を受ける年分で、一定の取り組みを行ったことを明らかにする書類（インフルエンザの予防接種の領収書など）

# 税に関するお知らせ

## 要介護認定を受けている方の障害者控除

基準日（平成 29 年 12 月 31 日）に、次の要件をすべて満たしている場合は、「障害者控除対象者認定書」（無料）を申告の際に添付することで障害者控除の対象になります。

- 市内に居住する 65 歳以上の方
- 障害者手帳の交付を受けていない方
- 要支援 2 および要介護 1～5 の介護認定を受けている方で、身体や精神の障がいの程度が障がい者と同程度と認められる方

認定書の発行は、江別市役所西棟 1 階介護保険課 14 番窓口へ。

〔詳細〕介護保険課 ☎ 381-1067

## 年金差し引きの介護・後期高齢者医療保険料の注意点

「公的年金等の源泉徴収票」に記載された保険料の額と昨年 6 月に市から送付した「保険料額決定通知書」に記載した保険料額は、積算期間がそれぞれ異なるため一致しない場合があります。

申告の際は「公的年金等の源泉徴収票」に記載された保険料額を記入してください。

〔詳細〕医療助成課 ☎ 381-1403

## 不動産収入を申告する際は固定資産課税明細書のご利用を

税務署で不動産収入を申告する際は、昨年 5 月にお送りした「固定資産税・都市計画税納税通知書」に各家屋および土地ごとの相当税額を記載した課税明細書を添付していますので、ご利用ください。

〔詳細〕資産税課 ☎ 381-1404

## 相続した空き家を譲った場合控除を受けられる可能性があります 空き家の譲渡所得特別控除特例

相続した空き家、または、相続した空き家を取り壊した後の土地を譲り渡した場合、譲って得た所得から 3,000 万円まで控除できます。

※制度を利用するためには、確定申告が必要です。  
※市民会館では受け付けできませんので、税務署で申告してください。

※確定申告に必要な被相続人居住用家屋等確認書の発行は、江別市役所 1 階 8 番窓口（資産税課）へ。

〔詳細〕資産税課 ☎ 381-1404



区分	税率			
	登録年月（*）		登録年月（*） から 13 年経過 【経年重課税率】	
	H27 年 3 月以前 ＜旧税率＞	H27 年 4 月以降 ＜現行税率＞		
3 輪（660cc 以下）	3,100 円	3,900 円	4,600 円	
4 輪以上 乗用	営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
	自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
4 輪以上 貨物用	営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円
	自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円

（\*）登録年月＝その車が初めて車両番号の指定を受けた年月です。  
車検証の「初度検査年月」の欄をご確認ください。

〔詳細〕市民税課税制係  
☎ 381-1012

初めて車のナンバー指定（車両番号指定）を受けてから 13 年を経過した軽 4 輪自動車など（電気自動車などは除く）には「経年重課税率」が課されます。税率は表のとおりです。

平成 30 年度は登録年月が平成 17 年 3 月以前の軽自動車が対象です。



軽自動車税の税率  
13 年経過した軽自動車は割増に





## 対象工事

### 1. 耐震改修

昭和 57 年 1 月 1 日以前に建てられた住宅で、耐震改修工事で現行の耐震基準に適合していると証明された家屋。



### 2. バリアフリー改修

平成 19 年 1 月 1 日以前に建てられた住宅で、65 歳以上の方または障がい者などが居住する一定のバリアフリー改修工事をした家屋。



### 3. 省エネ改修

平成 20 年 1 月 1 日以前に建てられた住宅で、窓の改修を含む改修工事が、現行の省エネ基準に適合していると証明された家屋。



条件にあった住宅改修工事をした場合、その家屋の固定資産税が減額されます。平成 29 年中に完了した工事は、平成 30 年度分の税額が減額になります。対象の工事は次のとおりです。

# 家の改修で固定資産税が減額

## 申込期限 平成 30 年 3 月 30 日(金)まで

※いずれも、工事費用が 50 万円超のものが対象。

※耐震改修以外は、補助金などを除いた額が 50 万円超のものが対象。

工事完了後、原則 3 か月以内に申告書と必要書類を提出してください。対象工事内容、必要書類と減額適用期間は制度で異なりますので、事前にお問い合わせください。提出後に現地を確認します。

[\[詳細\]](#) 資産税課家屋・償却資産係 ☎ 381-1404

## 忘れていませんか？ 国保の手続き

退職などにより健康保険に加入していない方や、健康保険の扶養からはずれた方などは、必ず国保に加入してください。また、国保に加入している方が勤務先の健康保険に加入した場合は、脱退の届出が必要で、必要書類などはお問い合わせください。

[\[詳細\]](#) 国保年金課国保賦課係 ☎ 381-1028



## 医療費通知を送付します

後期高齢者医療広域連合では医療費の総額などをお知らせする医療費通知を、対象期間に医療機関を受診したすべての被保険者の方に送付します。発行時期は平成 30 年 3 月（平成 29 年 7 月～12 月受診分）です。医療費の推移が確認できますので、ご自身の健康状況の把握や健康管理にご活用できます。また診察日数などに間違いがないか確認しましょう。[\[詳細\]](#) 医療助成課高齢者医療係 ☎ 381-1403